

## 新型コロナウイルス肺炎の感染拡大防止に関する申し入れ（第9回）

流山市長 井崎 義治 様

2020年 7月31日

日本共産党流山市議団・日本共産党流山市委員会

新型コロナウイルス（COVID-19）感染症は、世界的規模でのパンデミックがまだまだ衰えず、国内は梅雨・夏本番直前を迎えてもウイルスの不活化が見られず、各地で再陽性者も出現している。また、全国的な無症状感染者を介した高リスク者への感染拡大・重篤化及び、無症状感染者の集団による感染震源地（エピセンター）の出現による医療機関のひっ迫など深刻さを増す一方で、新型コロナの影響による医療機関の倒産事例も生まれた。

本市では、市民への罹患率「1.64%」（7月30日時点・32例）は、6月1日市長メッセージで示した罹患率の2.93倍に達しており、増加率（6/1～7/30）は近隣市を上回っている。これはPCR検査数が、東京都比較で8～9分の1という県内検査体制の不十分な到達に立ったもので、積極的な感染予防と経済活動のための検査拡大になれば、本市の到達水準は深刻な状況である。

以上のことから、国の『新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金』約13億円の活用、過去8度にわたる我が党の申し入れ各項目への対応いかんでは、目を覆う事態を招きかねないことから、以下、要請する。

ただし、過去申し入れ事項は基本的に繰り返さないが、現時点に立って改めて強調すべき事項については再度記載した。

記

### 【1】医療提供体制の整備等について

ア、本市対策本部会議に医師会・検体採取の実施機関や入院施設を要した医療機関の代表者を招致し、専門的知見を活かした施策展開を図ること。

市対策本部会議が6月末以降未開催となっていることは、危機意識の欠如に止まらず、非常識極まりない。

令和2年度第2回定例会で成立した『流山市新型コロナウイルス感染症対策条例（以下、市新型コロナ対策条例）』（市の責務）第3条の2「保健医療関係者その他の関係団体と緊密な連携」

が明記されるものの、医療機関の代表者を市対策本部にいまだに一度も招致せず、認識及び施策を協議しない姿勢は、条例どころか、人命にかかわる感染症の専門的施策の軽視と言わざるを得ず、早急に是正すること。

イ、検査体制の確立については、千葉県・松戸保健所の取り組みに依存するだけでなく、流山市として積極的検査戦略を打ち立てる必要がある。その為にも、市独自の（仮称）PCR検査地域センターの早期開設、市内医療機関での発熱外来設置を促進すること。

我が党議員団は3月4日以降、申し入れ書に度々、明記するとともに、市内医療機関等からの要請があったにもかかわらず、県内感染者の6割を占める東葛地区において未設置自治体が、7月20日以降本市のみとなったことは、人命及び感染防止に対する軽視の現れと言え、予算を実情に合わせ増額し、「いつでも誰でも」を目指し、検査体制（抗原も含む）の早期対応を図ること。

ウ、感染「疑い」患者用病床及び一時療養施設を確保するため、経費の増額及び新たな予算付けを行うとともに、院内感染・施設内感染を防ぐため、医療・介護、障害福祉、保育、教育の関係者への定期的PCR検査の実施を保障すること。

感染「疑い」患者の病床受入について、「1人に付き5万円、1日に付き3万円」は受入実態と比較し破格の低予算であり、予算増額を行うこと。また、市内ホテル1棟借り上げやプレハブ設置による隔離病棟の建設を計画するとともに、体育館等を含め積極的隔離・療養に舵を切ること。さらに、従事者には定期的に無償でPCR検査を実施し、安全の確保を保障すること。

エ、感染「疑い」患者収容に伴う他病床削減に対する経費負担や専属スタッフの確保等を民間医療機関任せにせず、市としても積極的に把握し、医療崩壊を招かないようあらゆる必要な手立てをとること。

本市では2月以降、PCR検査検体採取が民間医療機関で実施され、現状を持ちこたえてきたが、医療機関の経費持ち出しやスタッフの疲労蓄積は深刻さを極めており、政治的な支援が必須である。また感染予防備品が枯渇する中、市からのマスク等物資提供が「貸与」という扱いも近隣では本市だけであり、是正すること。

オ、高齢者施設などでの陽性者発生にそなえ、対策を充実すること。

厚生労働省の通知どおり、高齢者施設等で陽性者が発生した場合は、医療機関へ入院させて治療体制を保障すること。

また高齢者の重症化を防ぐため、65歳以上を対象に、自由診療で感染の有無を調べる「抗原検査」を受けた場合の費用助成すること。

**カ、妊娠・出産・育児への感染予防を徹底すること。**

野田市で実施している妊婦健診等へタクシーを活用した場合の助成制度や柏市で実施している任意のPCR検査実施の他、乳児がいる世帯への消毒液等の支給など母子の健康を守る先進事例を本市でも取り入れること。

## 【Ⅱ】『3密』防止などの感染機会を削減・行動変容の徹底について

**ア、市役所内の『3密』防止策を改めて実施するとともに、感染者への人権を擁護した職場運営を行うこと。**

市内公共職場における感染者が発生していないことは、不幸中の幸いだが、「出ていない」という強要や、「出さない」という強調がハラスメントとなっていることに大変憂慮している。

「いつでも、だれでも、どこでも」感染する可能性があることや、『市新型コロナ対策条例』（市民の役割）第5条を踏まえた人権擁護、あらゆる差別の禁止とともに「感染した場合の結果責任を問わない」というスタンスを公共サービスの全職場・全職員に徹底し、職場環境の改善を努めること。

**イ、小中学校は、20人程度の少人数学級を目指し、取り組むこと。またサポート教員など現場教職員の増員、消毒・清掃を含めた担任サポートスタッフ等（1日4時間の臨時職員）を配置すること。**

**ウ、小学6年生及び中学3年生については、児童生徒の意見を踏まえ、『日帰り修学旅行』など学校・学級の思い出作りや人格形成に活かす取り組みへ支援を強めること。**

修学旅行等が次々中止となっている中、各学校では児童生徒への支援を強めている。一方、これまで通り1学級大型バス1台での移動や学級での宿泊は感染リスクが高いことから、通常の行事の見直しが必要である。

修学旅行に対する保護者積立は目的が大きく異なることから、最大限返還できるよう配慮し、児童生徒大会派遣事務事業、校外学習バス運営事業など中止された事業予算を使い、少なくとも今年度卒業を迎える児童生徒への取り組みには十分な配慮・支援をすること。

**エ、学校現場における行動変容を徹底すること。**

一部再開している部活動では、密集したままマスクをせず長距離の走り込みなど、経験主義が  
いまだ拭い去れていないことから、複眼的な視点で行動変容を徹底すること。

オ、市の公共サービスにかかわる全職種全スタッフに対し、定期的に無償でPCR検査を補償する  
こと。

公的機関におけるクラスター発生、その従事者による家庭内感染も拡大していることを踏まえ、  
本市でも取り組むこと。

### 【Ⅲ】地域経済の維持について

ア、社会福祉協議会が実施している『緊急小口資金貸付』の申請から支給までのタイムラグ（約2  
週間）をなくすため、松戸市のように市のつなぎ融資（立替払い）を実施すること。

イ、市内事業者への支援について、総額でも、施策メニューでも、近隣市並みに引き上げ、市内経  
済の支援を図ること。

小規模事業者等への事業継続を応援する一律の給付金がないのは、近隣市では本市だけであり、  
飲食店での感染防止（座席数の減少、飛沫防止等）に対する支援金や売上回復支援金、事業継続  
支援金等を含め、抜本的に支援体制を強化すること。

### 【Ⅳ】住民生活の維持について

ア、自宅療養となっている患者さんへの生活支援を創設すること。

国の交付金でも位置付けられている自宅待機者への食糧等支援を創設し、やむなく自宅待機と  
なった市民への支援強化を創設し、もって感染防止と罹患者支援を図ること。

イ、介護、保育、福祉、教育、学童、ゴミ収集等へ、使い捨て手袋、消毒液など枯渇し始めている  
感染予防備品を支給すること。また、本市では感謝状にとどめている一方、近隣市で実施してい  
る従事者への臨時手当を本市でも具体化し、従事者の支援を図ること。

ウ、学生応援給付金制度は、新型コロナ禍の経済不況及び学生の生活実態を考慮し、後期授業料の  
減免や教科書代の確保等修学に必要な支援に活かすこと。

エ、4月28日以降生まれた新生児への給付金を支給すること。

特別定額給付金の支給決定日の翌日（4月28日）から令和3年3月31日までに生まれた新生児に対し、我孫子市が実施している市独自の定額給付金制度（新生児1人につき10万円支給）を本市でも取り入れ、子育て世帯を応援すること。

## 【V】その他

ア、臨時議会を開催し、市民の意見や要望をくみ取るあらゆる努力を行うこと。

各施策が近隣他市と比較し大きく立ち遅れている一方、3月以降、近隣他市で開催している臨時議会を開催せず、市長判断だけで施策を展開しているのは本市だけである。市長タウンミーティングだけで誤魔化さず、『自治基本条例』及び『議会基本条例』にも反する事態の是正と、『市新型コロナ対策条例』（議会の責務）第4条の実行のために、臨時議会を招集すること。

イ、議会・市民との情報の共有・積極的発信を行うこと。また、『市新型コロナ対策条例』を広報に掲載し、市民等への周知徹底を図ること。

市長への手紙等市民には文書回答をする一方で、2月14日以降、過去8回の申し入れに対し、一切文書による回答をしないという態度は公党への差別的対応にとどまらず、議会軽視、及び、『市新型コロナ対策条例』第4条への妨害と受け止めざるを得ない。今回の申し入れはもとより、他会派の申し入れに対しても文章回答を行うこと。

また、『市新型コロナ対策条例』を『広報ながれやま』に掲載せず、1ヶ月半が過ぎた。これは議会軽視にとどまらず、「タイムリーな情報提供」、「市からの情報収集手段（まちづくり達成度アンケート）」としての公的役割をもゆがめており、市民周知を改めること。

ウ、市民の不安を軽減し、さらなる感染拡大防止のため、地域ごとの感染状態がどうなっているのかの情報を、住民に開示すること。少しでも詳細な情報（感染者数、検査数、陽性率や施設入所者数、自宅等の待機者数、治癒状況等）を公表できるよう、千葉県へ強く申し入れを行うこと。

市内感染者が拡大する一方、情報発信として感染者の発生を安心メールで知らせているが、発生の報告をするだけで、その後の報告がないため、市民の中でも入院できたのか、自宅療養なのか、退院したのか、後遺症はないのか、等々不安ばかり広がり、噂だけが一人歩きしている。さらなる情報開示をすること。さらには、「罹患率」「年齢毎の感染者数」「直近1週間の陽性者数」の推移をホームページで公表し、科学的な分析を行うこと。

エ、上記項目の実現のために関連がある事項は、国および県へ粘り強く要望すること。

定額給付金の実現、雇用調整助成金の拡大、GoTo トラベルにおけるキャンセル料公費負担導入、アベノマスク追加支給の見直しなど国民と地方自治体の声が国政に前向きな影響を与えている。いっぽう本市では、『県市長会』が実施した国への要望（4月22日）、県への要望（4月14日）以外、市長単独を含めにいっさい要請・要望をしていない。

新型コロナ対策を求める市民に対する回答で「国及び県の動向を注視して…」と繰り返しながら、この3ヶ月間、国・県へ働き掛けない姿は、市民の代表として、市民の立場で重責を果たしているとは到底いえない。国及び県に対し、粘り強く、そして市民とともに要請・要望を行い、市民が直面する様々な苦難とともに克服するあらゆる努力を強めること。

以上